

当院心理面接の対象となる方

- **心理面接の効果が得られる病状、時期であると医師が判断する方**

- ＊ 心理面接よりも、周囲の環境調整や心身の休息を優先すべき時期と判断される場合がございます

- **心理面接を通してご自身の困りごとや課題について向き合い、具体的な目標に向かって主体的に取り組むことができる方**

- ＊ 現状維持や予防を目的とした、長期的な見守り及び生活支援としての心理面接は、現在実施を見合わせております

- ＊ 保険診療適用で心理面接を実施できる期間は初回算定より、最長2年間です

- **必要に応じて、心理面接前に各種心理検査を受検可能な方**

- **主治医の診察とは別日でも、心理面接のために定期通院できる方**

- **キャンセルの場合、事前に連絡および日程調整ができる方**

- ＊ 成人の方の場合、行き違い防止のため、原則ご自身で連絡調整されるようお願いしております